

◎新潟県訓令第7号

本 庁
地 域 機 関

新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第68条関係）		別表第2（第68条関係）	
記号	課 名	記号	課 名
(略)		(略)	
(略)		震復	震災復興支援課
(略)		(略)	
福	福祉保健総務課	福	福祉保健課
(略)		(略)	
地医	地域医療政策課	医	医務薬事課
感薬	感染症対策・薬務課	基整	基幹病院整備室
(略)		(略)	
健	健康づくり支援課	健	健康対策課
(略)		(略)	
地産	地域産業振興課	創経	創業・経営支援課
イノベ	創業・イノベーション推進課	産振	産業振興課
(略)		商地	商業・地場産業振興課
(略)		(略)	